

# 3 東京一極集中の是正

## (1) 地方分権改革の一層の推進

### 国への提案事項

#### 1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
  - ・ 地方は、創意工夫しながら自らの発想で独自の施策を講じ、国は、目まぐるしく変化する国際情勢や経済環境に集中的に対応できるよう、国と地方の役割を抜本的に見直し、地方に権限や財源を移譲すること。
- 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応
  - ・ 地方分権改革をはじめ様々な政策分野における課題や今後の取組を協議するため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
  - ・ 義務付け・枠付けの廃止等見直しを進めるとともに、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」を確立すること。また、計画の策定など、国が地方に実質的に義務付けている事務については、確実に財政措置を行うこと。
  - ・ 提案募集方式について、税財源に関することや、国が直接執行する事業の運用改善も提案対象に含めるなど、制度を充実すること。

#### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 地方分権型の道州制の実現に向けて、道州制の理念や姿、政府に道州制の制度設計等を本格的に議論するための「道州制国民会議」を設置することなどを規定する法律案を国会に提出し、成立を図ること。

【提案先省庁：内閣府】

### 3 東京一極集中の是正 (1) 地方分権改革の一層の推進

#### 現 状／課 題

##### 1 地方分権改革の一層の推進

###### ○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 地方の集合体が国であり、地方の活力が日本の活力を生むことから、地方自らが国の関与を受けることなく、自らの判断で施策を実施できるようにする必要がある。  
このため、現行の都道府県制の下においても、自治立法権、課税自主権を含めた地方の権限・財源を拡大・強化する必要がある。

###### ○ 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応

- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは、依然として多用されているほか、新たな義務付けが行われるなど、地方の自由度が高まっていない。
- ・ 提案募集の対象は、権限移譲又は義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和に限定されているため、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

##### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 東京一極集中などの構造的な課題を克服し、国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」を実現することが必要である。
- ・ しかしながら、自由民主党道州制推進本部による道州制推進基本法案の平成26年通常国会への提出が見送られて以降、平成29年衆議院議員総選挙の自由民主党などの政権公約に道州制導入に向け進めていくことが掲げられたものの、現在、具体的な動きは見られない。